

DCプランナーのためのスキルアップ塾①

「スキルアップ公的年金」

障害年金の概要と
知っておきたい認定実務等

公的年金は、老齢・障害・死亡という3つの保険事故に対して給付を行うことで、国民生活の安定を支える仕組みです。年金相談の現場では、老齢年金や遺族年金に関するものが圧倒的に多いですが、現役時代のリスクカバーとしての障害年金についても知っておかなければなりません。

本稿では、障害年金の基礎知識を再確認し、知っておきたい認定実務や最近の改正等について解説します。



高橋社会保険労務管理事務所
社会保険労務士

高橋 裕典 (たかはし やすのり)

プロフィール/2002年4月から2008年3月まで社会保険庁(現:日本年金機構)の職員として年金業務に従事。2008年12月に埼玉県川口市にて高橋社会保険労務管理事務所を開業。企業労務顧問、障害年金業務、執筆・講演など幅広く活動している。

●障害年金制度の概要

障害年金は、①初診日要件、②保険料納付要件、③障害認定日・障害等級要件の3つを満たしたときに支給されます。初診日において厚生年金保険の被保険者であれば障害厚生年金(障害等級2級以上ならば原則として障害基礎年金が併給される)、それ以外は障害基礎年金となります。初診日が決まれば、加入している年金制度と障害認定日が決まり、その初診日を基準として保険料納付要件が計算されます。

このように、現在の障害年金制度は、全ての起点が初診日であり、初診日を特定することが相談・手続きの始まりとなります。初診日が特定できて初めて、障害状態(障害等級)の審査に進むことができます。

●障害年金の受給者の状況(統計)

「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」(2019年12月厚生労働省年金局発表)によれば、重複のない公的年金の実受給権者数は、2018年度末現在4,067万人で、そのうち障害年金の受給者数は、障害基礎年金165万人、障害厚生年金44万人となっています。公的年金受給者の5.1%が障害年金の受給者ということになります。

次に、2014年の「障害年金受給者実態調査」(5年ごとの調査で、2019年分は2019年12月16日から2020年1月14日の間に調査)によれば、精神障害31.0%、知的障害23.2%となっており、精神系の疾患が全体の半数を超えていることが分かります。そして、脳血管疾患8.1%、中枢神経系の疾患5.9%と続き、がん(悪性新生物)については、相談件数は増加傾向にあるものの、傷病別受給者割合では1.1%にとどまっています。

●知っておきたい初診日の認定実務

条文では「初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」としか書かれていないため、初診日は、行政通達によって次の9つを下に判断されます。

- ① 初めて医師または歯科医師(以下、医師等)の診療を受けた日(治療行為または療養に関する指示があった日)
- ② 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- ③ 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- ④ 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初

診日

- ⑤ じん肺(じん肺結核含む)については、じん肺と診断された日
- ⑥ 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- ⑦ 先天性の知的障害(精神遅滞)は出生日
- ⑧ 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて医師等の診療を受けた日
- ⑨ 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて医師等の診療を受けた日

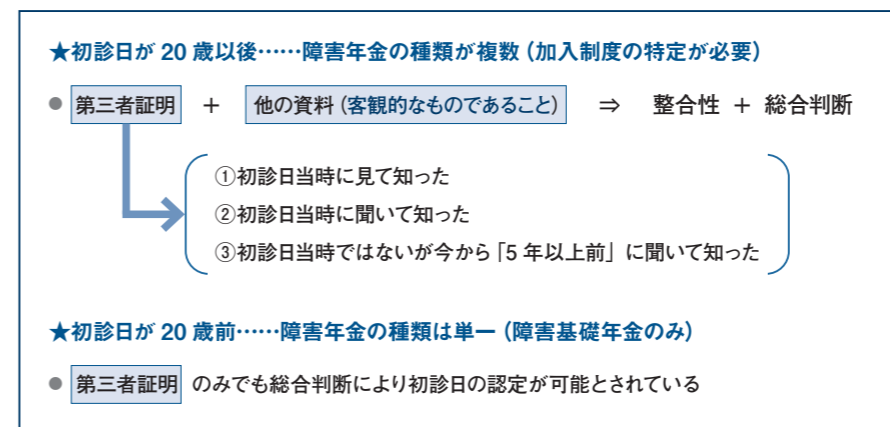
また、初診日の証明に関しては「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取り扱いについて(平成27年9月28日、年管管発0928第6号通知)」(平成31年2月1日、年管管発0201第8号通知により一部改正)が大変重要です。

この通知では、初診日を証明する書類の提出ができない場合に、どのような資料や方法で初診日を立証すれば良いのかが示されており、主に次の2つの認定方法があります。

【第三者証明による初診日の認定】

初診日を見たり聞いたりして知っている

図表 1



第三者(三親等以内の親族以外の者)が、原則2名以上、所定の第三者証明書を作成し、その内容が保険者に認定されれば、初診日が確定します(図表1参照)。

【初診日が一定期間内にある場合の初診日の認定】

初診日が一定期間内にあることは立証できても、その日付まで特定できない場合に利用できる認定方法です。

一定期間の始期(発病・受診していないことを立証)と終期(受診したことを立証)に関する資料を提出し、その一定期間内の保険料が十分に納付されていれば、原則として本人が希望する日(本人申立日)が初診日として認定される仕組みです(図表2参照)。

●知っておきたい障害等級の認定実務

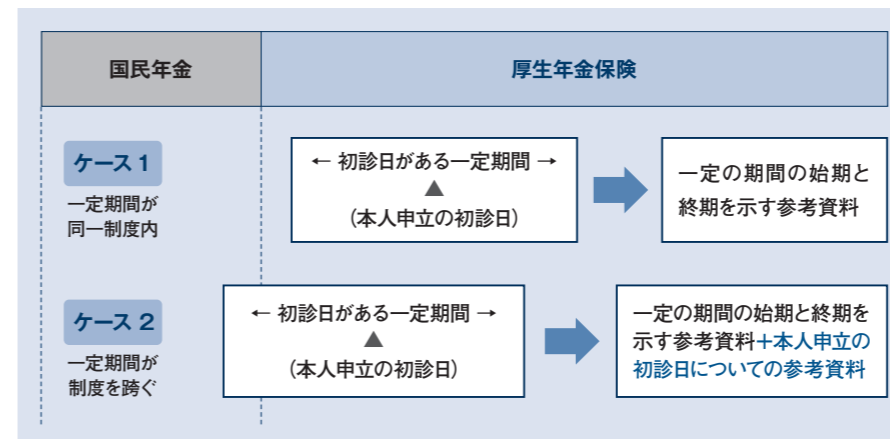
障害等級については、「国民年金法及び厚生年金保険法の施行令別表」に掲げら

れていますが、認定の詳細については、国民年金・厚生年金保険障害認定基準(最終改正は2017年12月1日。以下、障害認定基準)によります。

障害等級の認定審査は、この障害認定基準に基づき、日本年金機構本部で一括して行われていますが、申請件数が多い精神障害については、より公平な認定審査を行うために「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」(以下、ガイドライン)が2016年9月に策定されています。

ガイドラインは、てんかんを除く全ての精神障害に適用され、2段階で等級評価を行う仕組みを採用しています。まず、第1段階で、診断書の記載内容を数値化して障害等級の目安を決め、第2段階で5つの要素(①現在の病状または状態像、②療養状況、③生活環境、④就労状況、⑤その他)を総合考慮して最終的な障害等

図表 2



級を決めます。

精神障害に係る障害年金の相談や手続きの際には、病状が正確に診断書に記載されているかどうかの確認に加え、ガイドラインに沿った内容が記載されているかを確認していかねばなりません。

●最近の改正など

【マイナンバー関係】2019年7月1日施行

マイナンバーと基礎年金番号の情報連携によって、年金請求に係る添付書類の一部が省略可能となりました。

なお、省略できる書類は申請内容によって異なりますので、年金事務所に個別に確認をしてください。

【障害年金の更新】2019年8月1日施行

20歳前傷病による障害基礎年金を含めて、全ての障害年金の更新月が誕生月となりました。

また、更新時の診断書の有効期間が1カ月から3カ月に伸びたため、受給者や医療機関の負担が軽減されました。

【年金生活者支援給付金】2019年10月1日施行

消費増税に伴い、年金生活者支援給付金制度がスタートし、障害基礎年金の受給者には、月5,000円(障害等級1級の場合は月6,250円)が給付されます。年金生活者支援給付金を受けるには、認定申請が必要で、毎年所得審査も受けることになります。

なお、所得審査は、マイナンバーと基礎年金番号の情報連携によって原則として本人からの手続きは不要です。